

介護保険料の納め忘れにご注意ください！

本来、年金から天引きされる「特別徴収」の方でも、一時的に「普通徴収」になる場合があります。納め忘れにご注意ください。

こんなときは、納付書で納めます（普通徴収）

○保険料が増額になった。

増額分を納付書で納めます。

○年度途中で65歳になった。
○年度途中で年金の受給が始まった。
○年度途中で他の市町村から転入した。
○年金が一時差し止めになった。

特別徴収の対象者として年金保険者から市へ通知される月のおおむね6ヶ月後から天引きになります。特別徴収が開始される月は4月、6月、8月、10月のいずれかの月です。
それまでの期間は納付書で納めます

ひとり一人の保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険料を滞納すると・・・

納期を過ぎると督促の通知が行われ督促料が発生します。

介護保険料滞納による給付制限について

社会で支えあう介護保険制度では保険料の負担を公平に保つため、一定期間経過した未納保険料があると、特別な事情がない限りその滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

2年以上滞納すると

保険料の滞納期間に応じて介護サービス利用料の自己負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

このように滞納された場合、介護サービスを受ける際にご自身だけでなく、介護するご家族の負担が増えてしまうことになります。保険料は必ずお納めください。

■ 問い合わせ 介護長寿課 介護管理係 ☎973-3208

償却資産(固定資産)の申告について

固定資産税については、土地、家屋及び償却資産が課税の対象となります。

償却資産とは、土地、家屋以外の事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等の資産をいいます。

会社や個人で工場や商店などを経営されている方で、その事業のために用いることができる償却資産をうるま市内に所有している方、並びに、市内の事業所にリースされている方は、毎年1月1日現在の状況を申告することが義務付けられています。

申告用紙については12月中に送付していますが、届いていない場合や新規に事業を始めた場合は、ご連絡をお願いいたします。後日郵送いたします。

※うるま市ホームページからのダウンロードも可能です。

※うるま市では平成24年9月から、地方税ポータルシステム（eLTA X:エルタックス）を通じてインターネットを利用した電子申告を受け付けています。（eLTA Xのご利用に関して詳しくはeLTA Xホームページをご覧ください。）



【受付期間】 平成26年1月6日(月)～1月31日(金)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時の間は除く）

【受付場所】 本庁2階 資産税課 ☎973-5394